

第49期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスの感染予防にご留意いただくとともに、株主の皆さまの健康を第一に考え、本年は健康状態によらずご来場を見合わせることをご検討くださいますよう、お願いいたします。

なお、株主総会会場におきましては、株主様の安全に配慮した感染防止措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

書面・インターネットによる事前の議決権行使の活用もよろしくようお願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.daikoku.co.jp/ir/>



■ 日時

2022年6月29日(水曜日)午前10時

■ 場所

名古屋市中村区則武1-6-3

ベルヴェオフィス名古屋

TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■ 目次

招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	
第5号議案 第49期役員賞与支給の件	
(添付書類)	
事業報告	17
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	42

DK **ダイコク電機株式会社**

証券コード:6430

証券コード 6430
2022年6月10日

株 主 各 位

名古屋市中村区那古野一丁目43番5号
ダイコク電機株式会社
代表取締役社長 大上 誠一郎

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができませんので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区則武1-6-3 ベルヴュオフィス名古屋
TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口 2階 ベガ
なお、株主総会の会場につきましては、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第49期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第5号議案 第49期役員賞与支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daikoku.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」上記書類は、本招集ご通知添付書類と共に会計監査人及び監査役の監査対象となっております。
 - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daikoku.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに掲載いたしました。

議決権行使 についてのご案内

5ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただく場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時到着分まで

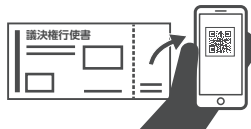


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細は次ページをご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は次ページをご覧ください。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

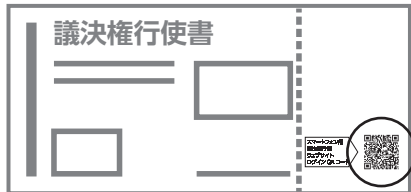
議決権電子行使 プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

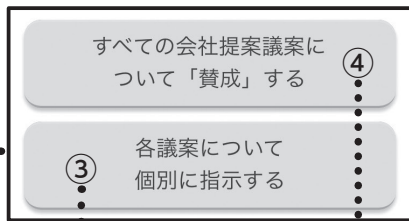


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



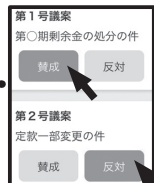
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



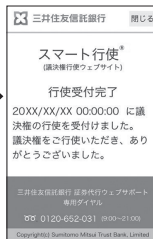
③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

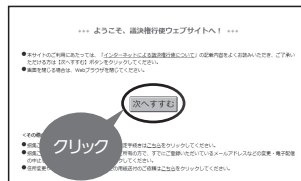
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

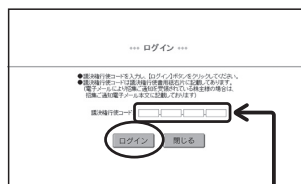
● パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

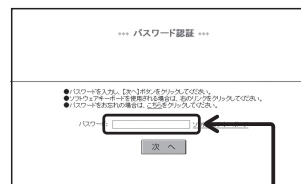


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の変更

今後の事業内容に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(1) 事業目的の変更

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) ~ (12) (条文省略)	(1) ~ (12) (現行どおり)
(13) <u>不動産の売買及び賃貸</u>	(13) <u>宅地建物取引業</u>
(14) (条文省略)	(14) (現行どおり)

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (削 除)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(附 則)</p> <p>第1条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>③本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。2022年4月1日の執行役員制度導入に伴い、経営に関する意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実と経営の機動力強化をはかるため、取締役6名を減員することとします。つきましては、社外取締役2名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位等	取締役会出席状況
1	再任 かや 栢 もり 森 まさ 雅 かつ 勝	代表取締役会長 指名・報酬諮問委員会委員	17回／18回 (94%)
2	再任 おお 大 うえ 上 せい 誠 いち 一 郎	代表取締役社長 指名・報酬諮問委員会委員	18回／18回 (100%)
3	再任 かや 栢 もり 森 けん 健	代表取締役専務	18回／18回 (100%)
4	再任 おお 大 なり 成 とし 俊 ふみ 文	常務取締役	18回／18回 (100%)
5	再任 あ 足 だち 立 よし 芳 ひろ 寛 独立役員 社外取締役	社外取締役 指名・報酬諮問委員会委員	18回／18回 (100%)
6	新任 さくら 櫻 い 井 ゆ み 子 独立役員 社外取締役	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>かや もり まさ かつ 栢 森 雅 勝 (1966年12月26日生)</p>	<p>1995年 3月 当社取締役 役員室担当 1996年 6月 当社常務取締役 営業本部 情報推進室担当 1998年 6月 当社専務取締役 情報システム事業部 情報戦略室担当 2000年 6月 当社代表取締役副社長 2005年 4月 当社代表取締役社長 2006年 3月 DAXEL(株) 取締役 (現任) 2012年 4月 当社代表取締役会長 事業戦略本部 本部長 元気(株) 取締役 (現任) 2013年 3月 ダイコク産業(株) 代表取締役社長 (現任) 2017年 4月 当社代表取締役会長 2018年 4月 当社代表取締役会長 P E 推進室担当 (現任)</p>	924,250株
<p><選任理由> 栢森雅勝氏は、2005年4月から代表取締役社長として、当社グループの経営をリードした上で、2012年4月からは代表取締役会長として、コーポレート・ガバナンスの更なる向上に努めており、その豊富な経営者としての経験と見識が当社グループの経営に生かされると判断し、取締役候補者としました。</p>			
2	<p>おお うえ せい いち ろう 大 上 誠 一 郎 (1963年 2月15日生)</p>	<p>1990年 9月 当社入社 2003年 4月 情報システム事業部 岡山営業所 所長 2008年 4月 制御システム事業セクタ 営業グループ 副グループ長 2010年 4月 制御システム事業セクタ 営業グループ グループ長 2014年 4月 制御システム事業部 事業部長 2014年 6月 当社取締役 制御システム事業部 事業部長 2017年 4月 当社常務取締役 制御システム事業部 事業部長 兼 事業開発室 室長 兼 情報システム事業部担当 2017年 6月 元気(株) 取締役 (現任) ダイコク産業(株) 取締役 (現任) アロフト(株) 取締役 (現任) 2019年 4月 当社代表取締役社長 (現任) 2019年 6月 DAXEL(株) 取締役 (現任)</p>	2,175株
<p><選任理由> 大上誠一郎氏は、情報システム事業部門を中心に多くの知見を蓄積した後、2014年4月からは制御システム事業部門の責任者を務め、2019年3月までは新規事業を担当する事業開発室室長も務めた後、2019年4月からは代表取締役社長として当社グループの経営をリードしており、その幅広い経験と見識が当社グループの経営に生かされると判断し、取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	かや もり けん 栢 森 健 (1970年 8月29日生)	2000年 6月 当社取締役 経営管理室担当 2001年 4月 当社取締役 経営企画室 室長 2002年 6月 当社常務取締役 経営企画室 室長 2005年 4月 当社代表取締役専務 2006年 3月 DAXEL(株) 取締役(現任) 2007年 4月 当社代表取締役専務 経営管理本部 本部長 2012年 4月 当社代表取締役専務 経営本部 本部長 2013年 3月 ダイコク産業(株) 取締役(現任) 2017年 4月 当社代表取締役専務(現任)	443,000株
	<p><選任理由> 栢森健氏は、当社で長年にわたり経営企画・管理部門に携わり、経営基盤の強化に貢献しております。2007年4月より経営管理本部本部長を務めるなど、その豊富な経営者としての経験と見識が当社グループの経営に生かされると判断し、取締役候補者としました。</p>		
4	おお なり とし ふみ 大 成 俊 文 (1966年 2月 5日生)	1995年 8月 当社入社 2010年 4月 情報システム事業セクタ 営業センタ 九州支店 支店長 2012年 4月 情報システム事業部 営業本部 九州支店 支店長 2015年 4月 情報システム事業部 営業本部 本部長 兼 営業企画部 部長 2016年 4月 情報システム事業部 事業部長 2017年 6月 当社取締役 情報システム事業部 事業部長 2019年 4月 当社常務取締役 情報システム事業部 事業部長(現任)	2,600株
	<p><選任理由> 大成俊文氏は、当社で長年にわたり情報システム事業部門に携わり、2016年4月からは情報システム事業部門の責任者を務め、その豊富な営業経験と事業部門に関する高い見識が当社グループの業務執行の推進及び経営に生かされると判断し、取締役候補者としました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	あ だち よし ひろ 足 立 芳 寛 (1947年 4 月29日生)	1970年 4 月 通商産業省入省 1996年 6 月 同省工業技術院 技術審議官 1998年10月 東京大学大学院 工学系研究科 客員教授 2010年 6 月 当社取締役 (現任) 2016年 3 月 (株)エナリス 取締役 2017年 3 月 一般財団法人金属系材料研究開発センター 監事 (現任)	2,500株
	<p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 足立芳寛氏は、地球環境問題の研究、国際協力のあり方の研究等、工学と開発経済学を橋渡しする新しい学問領域に造詣が深く、経営陣とは独立した意見やグローバルな視野で企業経営を監督できる学識経験者であるため、引き続き社外取締役候補者としてしました。選任後は当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。また、選任後も引き続き指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定です。</p>		
6	※ さくら い ゆ み こ 櫻 井 由 美 子 (1969年 3 月 1 日生)	1992年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2000年 1 月 櫻井由美子公認会計士事務所開設 同事務所 所長 (現任) 2009年 6 月 (株)東祥 社外監査役 2010年 8 月 (株)アイケイ 社外監査役 2014年 6 月 (株)プロトコーポレーション 社外取締役 (現任) 2016年 8 月 (株)アイケイ 社外取締役 (監査等委員) 2019年 6 月 (株)ジェイテクト 社外監査役 (現任)	0株
	<p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 櫻井由美子氏は、公認会計士として、財務及び会計分野に関する豊富な経験と専門的知見を有しており、その知識と見識を当社の企業経営の監督に生かしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で企業経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。選任後は当社の社外取締役として財務・会計や資本政策の分野における役割発揮を期待しております。また、選任後は指名・報酬諮問委員会の委員を委嘱する予定です。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 足立芳寛氏及び櫻井由美子氏は社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者について

(1) 独立性について

- ① 社外取締役候補者は、いずれも、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）ではなく、過去10年間に該当したこともありません。また、過去2年間に合併等により当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）であったことはありません。
- ② 社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。
- ③ 社外取締役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）と三親等以内の親族関係はありません。
- ④ 当社は社外取締役候補者足立芳寛氏について、東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
- ⑤ 社外取締役候補者の選任が承認された場合、当社は足立芳寛氏及び櫻井由美子氏を独立役員とする予定であります。

(2) 就任してからの年数について

足立芳寛氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

(3) 責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材をむかえることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、現社外取締役全員と会社法第427条第1項及び現行定款第26条の規定に基づく責任限定契約を締結しており、賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

なお、取締役候補者の選任が承認された場合、当社は足立芳寛氏と上記契約を継続し、櫻井由美子氏と上記契約を締結する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

5. ※印は新任取締役候補者であります。

【ご参考】各取締役候補者に対して特に期待する分野

第2号議案が承認された場合の取締役会の構成は以下のとおりです。

当社は取締役候補者及び執行役員に対し、企業経営・事業運営、コンプライアンスに対する任務・責任を果たすだけでなく、当社が課題・目標とする以下の分野について特に期待しております。

No.	氏名	企業経営 事業運営	コンプライ アンス	今年度、特に期待する分野									
				営業 戦略	事業 戦略	技術 研究	新規事業 M&A	財務 会計	子会社 管理	人材開発 (女性活躍 等)	DX	サステナビ リティ (ESG)	
1	栢森 雅勝	○	○										○
2	大上誠一郎	○	○										○
3	栢森 健	○	○										○
4	大成 俊文	○	○										○
5	足立 芳寛	○	○										○
6	櫻井由美子	○	○					○					○
執 行 役 員	岡本 篤憲	○	○								○	○	○
	加藤 忠芳	○	○	○	○								
	尾関 貴夫	○	○				○	○	○				○
	入江 明	○	○			○							○
	石原 敬久	○	○		○								
	猪飼 俊光	○	○	○									

第3号議案 監査役2名選任の件

現任の監査役のうち、監査役田島和憲氏及び知念良博氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となり退任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名
1	新任 もり た ゆき のり 森 田 幸 典 社 外 監 査 役
2	新任 いま い のぶ ゆき 今 井 宣 之 社 外 監 査 役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	※ もり 森 田 幸 典 のり (1960年 6 月 7 日生)	1983年 4 月 警察庁入庁 2000年 8 月 皇宮警察本部警備部長 2002年 3 月 内閣情報調査室参事官 2004年 8 月 愛知県警警務部長 2006年 4 月 防衛庁訓練課長 2008年 3 月 奈良県警本部長 2010年 5 月 警察庁給与厚生課長 2011年10月 宮城県警本部長 2013年 8 月 大阪府警副本部長 2014年 8 月 警視庁警務部長 2016年 1 月 千葉県警本部長 2017年 8 月 近畿管区警察局長 2018年 3 月 警察庁退官 2018年 6 月 西日本旅客鉄道(株) 特別顧問 (現任)	0株
<社外監査役候補者とした理由> 森田幸典氏は警察庁の要職を歴任し豊富な経験と幅広い見識を有しております。その知識と見識を監査に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			
2	※ いま 今 井 宣 之 のぶ (1961年 2 月25日生)	1988年10月 監査法人伊東会計事務所入所 1992年 7 月 公認会計士今井晃一事務所入所 2016年 1 月 公認会計士今井宣之事務所開設 同事務所 所長 (現任)	0株
<社外監査役候補者とした理由> 今井宣之氏は公認会計士として監査業務に長く従事し、企業会計等に関する豊富な専門的知見を有しております。その知識と見識を監査に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、これまで、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者 森田幸典氏及び今井宣之氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役としての独立性について

- (1) 社外監査役候補者は、いずれも、過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）となったことはありません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）であったことはありません。
- (2) 社外監査役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。
- (3) 社外監査役候補者は、いずれも、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）と三親等以内の親族関係はありません。
- (4) 在任中に不正な業務執行が行われていた事実及びその事実の発生防止及びその発生後の対応について該当ありません。

4. 責任限定契約について

当社は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款において監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、現監査役全員と会社法第427条第1項及び現行定款第33条の規定に基づく責任限定契約を締結しており、賠償責任限度額は法令が規定する額としております。

なお、監査役候補者の選任が承認された場合、当社は森田幸典氏及び今井宣之氏と上記契約を締結する予定であります。

5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

6. ※印は新任監査役候補者であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役栢森啓氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたいと存じます。

栢森啓氏は取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の取締役退職慰労金規程に基づき代表取締役社長が算定し、報酬諮問委員会にて審議後、取締役会への上程を経て、株主総会議案としているため、相当であると判断しております。

なお、具体的金額及び方法は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
かや 栢 もり 森 あきら 啓	2012年6月 当社取締役 2014年4月 当社取締役 経営本部 管理統括部 部長 2017年4月 当社取締役 管理統括部 統括部長 2021年4月 当社常務取締役 現在に至る

第5号議案 第49期役員賞与支給の件

当期末時点の取締役12名及び監査役4名に対し、当事業年度の功労に報いるため、役員賞与総額65,060,000円（取締役10名分60,600,000円、社外取締役2名分800,000円、監査役4名分3,660,000円）を支給することとしたいと存じます。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当該方針をもとに代表取締役社長が算出した額を報酬諮問委員会に提出し、報酬諮問委員会での審議後、取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。その概要は26ページから27ページに記載のとおりであります。

また、監査役につきましては監査役の協議により、監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当該方針をもとに監査役の協議により総額を定め、取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。その概要は28ページに記載のとおりであります。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

以上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年4月1日～2022年3月31日）におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、経済活動の制限と緩和が繰り返されました。新型コロナウイルスワクチン接種率の向上とともに新規感染者数は減少し、年末にかけて経済活動改善に向けた動きが見られましたが、新たな変異株による急激な感染再拡大により、経済の回復ペースは鈍化しております。製造業におきましては、世界的な半導体不足や原材料価格の高騰は継続しており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが携わるパチンコ業界におきましては、パチンコホールでは徹底した感染症対策を講じながら営業を継続しており、全遊技機の稼動状況は、2022年1月～3月の期間平均で前年同期比102.0%となりました。種別稼動状況につきましては、パチンコ機はファンから高い支持を得るヒット機種が継続的に市場投入されており、1月～3月の期間平均は前年同期比106.5%と引き続き堅調に推移しました。一方、パチスロ機では新たなゲーム性を搭載した6.2号機の納入は増えましたが、1月～3月の期間平均は前年同期比95.1%と厳しい状況が続いています（当社「DK-S I S」データ比較）。

警察庁の集計（2022年4月28日発表）によると、2021年12月末時点でのパチンコホールの営業店舗数は8,458店（前年比93.6%）、遊技機設置台数はパチンコ機・パチスロ機ともに減少し、381万4,173台（前年比95.2%）となりました。これにより1店舗当たりの設置台数は7.6台増加の451.0台（前年比101.7%）となりました。

このような市場環境のもと、情報システム事業におきましては、当社初のクラウドを用いた新サービスとなるクラウドチェーン店舗管理システム「ClarissLink（クラリスリンク）」や、業界初の遊技台予約を実現したWeb入場抽選サービス「スマート入場システム」、パチンコホールの省人化を実現するPOSシステム「ワンストップセルフカウンター」、Webによる事前登録で申込み用紙が不要になる「スマート会員登録」など、パチンコホール経営企業の課題を解決し、業績向上につながる製品やサービスの拡販に努めました。また、周辺エリアの集客状況を提供する商圈分析サービス「Market-S I S」の普及促進や、A Iホールコンピュータ「X（カイ）」の活用提案を強化し、システムアップ

による既存ホールコンピュータの入替を促進しました。制御システム事業におきましては、期初に実施した大幅な組織再編により、開発管理の強化と業務効率向上によるコスト低減に取り組むとともに、新規受託案件の獲得に向けた遊技機メーカーへの提案活動を推進しました。また、既存のパチンコ機に加え、事業領域拡大のため、パチスロ機2機種を製造しました。さらに次世代の遊技機である「スマート遊技機」の取組みを開始しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高243億90百万円（前年同期比4.5%増）、営業利益11億91百万円（同96.2%増）、経常利益13億67百万円（同38.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益12億28百万円（同100.6%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

情報システム事業

当連結会計年度におきましては、パチンコホール経営企業の設備投資は、2022年1月末を設置期限とする旧規則機から新規則機への入替が優先されたことに加え、今後市場投入が予定されている「スマート遊技機」の動向を探る動きもあり、新店や大規模改装工事を控える厳しい状況が続きましたが、パチンコホールの一部をパチスロ機から稼動が堅調なパチンコ機へ変更する小規模な改装工事は増加しており、旧設備からの更新需要は前年同期に比べ旺盛でありました。

このような市場環境のもと、「パチンコホール向け製品等」におきましては、AIホールコンピュータ「X（カイ）」、CRユニット「V E G A S I A」、ファン向け情報公開端末「R E V O L A」・「B i G M O P R E M I U M」の販売は前年同期を上回りましたが、世界的な半導体不足の影響を受け、引き合いが多い一部製品の供給が追い付かず、残念ながら販売台数を調整せざるを得ない対応となりました。「サービス」売上につきましては、クラウドチェーン店舗管理システム「C l a r i s L i n k（クラリスリンク）」をリリースし、他の主要サービスも堅調に推移していることから、営業店舗数が減少しているなか、前年同期を大幅に上回りました。

この結果、当事業の売上高は186億47百万円（前年同期比6.8%増）、営業利益21億71百万円（同11.9%増）となりました。

制御システム事業

当連結会計年度におきましては、2022年1月末を設置期限とする旧規則機の入替が段階的に実施され、各遊技機メーカーから多くの新規則機がリリースされたこともあり、市場全体の遊技機販売台数は増加しました。当事業におきましても「遊技機メーカー向け表示・制御ユニット等」は、パチンコ機向けの販売が好調に推移したことに加え、事業領域の拡大として新たにパチスロ機の受託製造を開始したことにより、売上は前連結会計年度を上回りましたが、「部品・その他」では、遊技機メーカー向けの販売を伸ばせず、売上は前連結会計年度を下回りました。

この結果、当事業の売上高は57億59百万円（前年同期比2.2%減）、営業利益5億37百万円（同433.0%増）となりました。

(注) セグメント業績の金額には、セグメント間取引が含まれております。

また、当連結会計年度より、従来、営業外収益に表示しておりました「受取分配金」を「売上高」に含めて表示することに変更したため、前年同期比較については、組替え後の前連結会計年度の連結財務諸表数値を用いて比較しております。

2. 事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

区 分	前 連 結 会 計 年 度		当 連 結 会 計 年 度		前年同期比(%)
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
情 報 シ ス テ ム 事 業	17,462	74.8	18,647	76.5	106.8
制 御 シ ス テ ム 事 業	5,882	25.2	5,742	23.5	97.6
合 計	23,345	100.0	24,390	100.0	104.5

(注) 1. 上記金額には、セグメント間取引は含まれておりません。

2. 当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 従来、営業外収益に表示しておりました「受取分配金」は当連結会計年度より「売上高」に含めて表示することに変更したため、前連結会計年度の売上高については、表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、8億81百万円となりました。その主なものは、製品用ソフトウェアのバージョンアップ及び社内サーバー設備等の整備を行いました。

4. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

5. 対処すべき課題

厳しい市場環境のなか、次期売上目標を達成するために、事業セグメントごとに以下の事項を「対処すべき課題」として取り組み、業績向上に努力してまいります。

情報システム事業

- ① 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中でも安心して来店し、遊技していただくための環境づくりを設備・サービスを通じてパチンコホールに提供いたします。
- ② スマート遊技機に関連する製品については、遊技機の納品時期、ホール経営企業のニーズなどタイミングを逃さないように製品の調達に全力を尽くします。
- ③ 商圈分析サービス「Market-SIS」、クラウドチェーン店管理システム「ClarissLink（クラリスリンク）」、AIホールコンピュータ「X（カイ）」の普及促進と活用提案の強化を継続し、ホール経営企業の業績向上につながる経営支援サービスの価値向上を目指します。

制御システム事業

- ① 既存のパチンコ遊技機に加え、筐体を含めたパチスロ遊技機の受託開発・製造による事業領域の拡大をさらに進めてまいります。
- ② パチンコ遊技機においては、遊技機メーカーのニーズに応えた有力コンテンツ（IP）の提供を行うことで、ハード・ソフト案件の獲得につなげてまいります。
- ③ グループ会社との連携による開発管理のさらなる強化をはかり、業務効率向上による開発コストの低減を推進いたします。

6. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第46期 (2018年度)	第47期 (2019年度)	第48期 (2020年度)	第49期 (当連結会計年度) (2021年度)
売 上 高 (百万円)	31,251	33,068	23,345	24,390
経 常 利 益 (百万円)	1,748	1,674	986	1,367
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,263	1,061	612	1,228
1株当たり当期純利益 (円)	85.46	71.79	41.44	83.13
総 資 産 額 (百万円)	43,729	42,702	41,084	41,489
純 資 産 額 (百万円)	29,898	30,406	30,662	31,141

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき計算しております。
2. 当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第49期に係る各数値については、当該会計基準等を適用後の数値となります。
3. 従来、営業外収益に表示しておりました「受取分配金」は当連結会計年度より「売上高」に含めて表示することに変更したため、第46期から第48期の売上高については、表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第46期 (2018年度)	第47期 (2019年度)	第48期 (2020年度)	第49期 (当事業年度) (2021年度)
売 上 高 (百万円)	29,741	31,296	21,877	23,161
経 常 利 益 (百万円)	1,627	1,462	738	1,338
当 期 純 利 益 (百万円)	1,121	862	837	1,060
1株当たり当期純利益 (円)	75.84	58.37	56.66	71.75
総 資 産 額 (百万円)	42,582	41,505	40,029	40,220
純 資 産 額 (百万円)	29,200	29,454	29,702	30,013

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき計算しております。
2. 当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第49期に係る各数値については、当該会計基準等を適用後の数値となります。
3. 従来、営業外収益に表示しておりました「受取分配金」は当事業年度より「売上高」に含めて表示することに変更したため、第46期から第48期の売上高については、表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

7. 重要な子会社の状況（2022年3月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
元気株式会社	100百万円	100.0%	アミューズメントソフトの企画・開発・販売
D A X E L 株式会社	40百万円	100.0%	パチスロ遊技機の企画・開発・製造・販売
ダイコク産業株式会社	35百万円	100.0%	パチンコホール支援サービスの企画・販売
アロフト株式会社	50百万円	100.0%	パチンコ遊技機用ソフトの企画・開発

(2) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業内容	主要な製品
情報システム事業	パチンコホール向けコンピュータシステムの開発、製造、販売
制御システム事業	パチンコ遊技機用ユニットの開発、製造、販売、商品販売、及びパチスロ遊技機の企画、開発、製造、販売

9. 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

当 社	本 社	名古屋市中区那古野一丁目43番5号
	事 業 所	坂下（愛知県）、春日井（愛知県）、 外神田OSオフィス（東京都）
	支 店	東日本（東京都）、中部（愛知県） 西日本（大阪府）、九州（福岡県）
	営 業 所	札幌（北海道）、盛岡（岩手県）、仙台（宮城県）、茨城（茨城県）、 北関東（埼玉県）、新潟（新潟県）、金沢（石川県）、松本（長野県）、 静岡（静岡県）、岡山（岡山県）、高松（香川県）、広島（広島県）、宮崎（宮崎県）
元 気 株 式 会 社	本 社	東京都中野区
D A X E L 株 式 会 社	本 社	名古屋市
ダイコク産業株式会社	本 社	名古屋市
アロフト株式会社	本 社	東京都千代田区

10. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
625名	21名減

(注) 従業員数には、臨時従業員20名は含まれておりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
415名	13名減	45.6歳	18.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者38名は含まれておりません。

11. 主要な借入先（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	500百万円
株式会社三井住友銀行	300百万円
株式会社三菱UFJ銀行	300百万円
三井住友信託銀行株式会社	300百万円
株式会社愛知銀行	300百万円
株式会社名古屋銀行	300百万円

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 66,747,000株
2. 発行済株式の総数 14,783,900株 (自己株式918株を含む。)
3. 株主数 16,851名
4. 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 K C プ ラ ス	1,199,200株	8.11%
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	988,000株	6.68%
栢 森 雅 勝	924,250株	6.25%
公 益 財 団 法 人 栢 森 情 報 科 学 振 興 財 団	750,000株	5.07%
株 式 会 社 大 黒 屋	750,000株	5.07%
ダ イ コ ク 興 産 株 式 会 社	490,000株	3.31%
栢 森 寿 恵	443,500株	3.00%
栢 森 将 豪	443,500株	3.00%
栢 森 綾 音	443,500株	3.00%
栢 森 新 治	443,450株	2.99%

- (注) 1. 持株比率は自己株式918株を控除して計算しております。
 2. 持株数について、当事業年度より、名寄せを行わず株主名簿の記載どおりに表示しております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※ 取締役会長	栢 森 雅 勝	P E 推 進 室 担 当 元 気 株 式 会 社 取 締 役 D A X E L 株 式 会 社 取 締 役 ダ イ コ ク 産 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長
※ 取締役社長	大 上 誠 一 郎	元 気 株 式 会 社 取 締 役 D A X E L 株 式 会 社 取 締 役 ダ イ コ ク 産 業 株 式 会 社 取 締 役 ア ロ フ ト 株 式 会 社 取 締 役
※ 専務取締役	栢 森 健	D A X E L 株 式 会 社 取 締 役 ダ イ コ ク 産 業 株 式 会 社 取 締 役
常務取締役	大 成 俊 文	情 報 シ ス テ ム 事 業 部 事 業 部 長
常務取締役	栢 森 啓	管 理 統 括 部 統 括 部 長
取 締 役	藤 巻 靖 裕	研 究 開 発 室 室 長
取 締 役	松 原 真 那 武	経 営 企 画 室 室 長 元 気 株 式 会 社 取 締 役 ダ イ コ ク 産 業 株 式 会 社 取 締 役 ア ロ フ ト 株 式 会 社 取 締 役
取 締 役	岡 本 篤 憲	ソ リ ュ ー シ ョ ン 統 括 部 統 括 部 長
取 締 役	加 藤 忠 芳	情 報 シ ス テ ム 事 業 部 営 業 本 部 長
取 締 役	尾 関 貴 夫	経 営 企 画 室 副 室 長
取 締 役	足 立 芳 寛	一 般 財 団 法 人 金 属 系 材 料 研 究 開 発 セ ン タ ー 監 事
取 締 役	武 田 邦 彦	日 本 ラ ッ ド 株 式 会 社 取 締 役 中 部 大 学 客 員 教 授
常勤監査役	吉 川 幸 治	元 気 株 式 会 社 監 査 役 D A X E L 株 式 会 社 監 査 役 ダ イ コ ク 産 業 株 式 会 社 監 査 役 ア ロ フ ト 株 式 会 社 監 査 役
監 査 役	田 島 和 憲	公 認 会 計 士 (田 島 和 憲 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長) 日 本 デ コ ラ ッ ク ス 株 式 会 社 取 締 役 (監 査 等 委 員)
監 査 役	知 念 良 博	—
監 査 役	中 島 健 一	弁 護 士 (中 島 総 合 法 律 事 務 所 所 長) 三 重 県 市 町 公 平 委 員 会 委 員 長 名 古 屋 簡 易 裁 判 所 調 停 委 員

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 取締役足立芳寛氏及び武田邦彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、足立芳寛氏及び武田邦彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出ております。
3. 監査役田島和憲氏、知念良博氏及び中島健一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役田島和憲氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2021年6月29日開催の第48期定時株主総会において、加藤忠芳氏及び尾関貴夫氏が取締役に、中島健一氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 村橋泰志氏は、2021年6月29日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び記名子会社（元気株式会社・DAXEL株式会社・ダイコク産業株式会社・アロフト株式会社）の全ての取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

①当該方針の決定の方法

方針（方針に基づいて定める規程や基準を含む）の決定権は取締役に属し、報酬諮問委員会は、その決定過程において意見を述べることができます。

②当該方針の内容の概要

ア.基本方針

当社は、独立取締役を委員長とした報酬の決定を目的とする報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬は、現金報酬を100%とし、固定報酬（月額報酬）、業績連動報酬（役員賞与として株主総会の承認決議を経て支給）、退職慰労金（退任時に一括又は分割支給）にて構成されており、取締役の業績向上への意欲を高め、当社グループの企業価値向上に資するよう、各取締役の役位、当社の業績、経営環境等を考慮した報酬体系としております。

イ.固定報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役の月額報酬は、第27期定時株主総会（2000年6月26日）の決議により定められた報酬総額の上限額（月額20百万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）において、代表取締役社長が各取締役の役位に応じて、予め定められた基準に基づき算定した額を、報酬諮問委員会に提出し、報酬諮問委員会で審議後、取締役会へ上程し、その決議をもって個人別の月額報酬額を決定いたします。

ウ.業績連動報酬の内容及び額の算定方法、個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬（役員賞与）につきましては、代表取締役社長が、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を指標とし、経営環境、従業員に対する賞与の支給基準、各取締役の役位等を総合的に勘案し算出しております。当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標及び業務執行の成果を測る指標として、最も適切と考えられるためです。代表取締役社長は算出した額を報酬諮問委員会に提出し、報酬諮問委員会での審議の後、取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。各取締役への支給額については、株主総会の承認決議後、その支給額の範囲内において、役位及び貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役社長が配分し、取締役会で決定いたします。

エ.退職慰労金の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

退職慰労金につきましては、「取締役退職慰労金規程」に基づき代表取締役社長が算定し、報酬諮問委員会にて審議後、取締役会への上程を経て株主総会議案としており、株主総会の承認決議後、取締役会にて支給額及び支給方法等を決定いたします。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が予め定められた基準に基づき算定した報酬案を、報酬諮問委員会において審議し、取締役会において決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

①当該方針の決定の方法

方針（方針に基づいて定める規程や基準を含む）は監査役の協議により決定いたします。

②当該方針の内容の概要

ア.固定報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針

監査役の月額報酬は、第27期定時株主総会（2000年6月26日）の決議により定められた報酬総額の上限額（月額3百万円以内）の範囲において、監査役の協議をもって個人別の月額報酬額を決定いたします。

イ.業績連動報酬の内容及び額の算定方法、個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬（役員賞与）につきましては、各監査役に期待される職務を基準に、連結業績及び当該監査役の評価をもって総合的に勘案し、監査役の協議により総額を定め、取締役会への上程を経て、支給総額を株主総会議案としております。各監査役への支給額については、監査役の協議により決定いたします。

ウ.退職慰労金の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

退職慰労金につきましては、「監査役退職慰労金規程」に基づき監査役の協議により算定し、取締役会への上程を経て株主総会議案としており、株主総会の承認決議後、監査役の協議にて支給額及び支給方法等を決定いたします。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の月額報酬については、第27期定時株主総会（2000年6月26日）の決議に定められた報酬総額の上限額（月額20百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）の範囲において、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が各取締役の役位に応じて、予め定められた算定基準に基づき算定した額を報酬諮問委員会に提出、報酬諮問委員会で審議後に取締役会へ上程し、その決議をもって決定いたします。なお、当該決議時の取締役は12名です。

監査役については、第27期定時株主総会（2000年6月26日）の決議に定められた報酬総額の上限額（月額3百万円以内）の範囲において、監査役の協議により決定いたします。なお、当該決議時の監査役は4名です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

単位：百万円

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	退職慰労金	
取締役	193	107	60	25	12
(うち社外取締役)	(5)	(4)	(0)	(-)	(2)
監査役	19	14	3	0	5
(うち社外監査役)	(11)	(9)	(1)	(-)	(4)
合計	212	122	64	25	17

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬（役員賞与）につきましては、「(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき算定、決定しております。なお、算定に係る指標の目標及び実績は、連結営業利益は目標8億50百万円に対し実績は11億91百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は目標6億50百万円に対し、実績は12億28百万円となりました。監査役の業績連動報酬（役員賞与）につきましては「(2) 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき算定、決定しております。

3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役足立芳寛氏が監事を務める一般財団法人金属系材料研究開発センターと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

取締役武田邦彦氏は日本ラッド株式会社の社外取締役であります。日本ラッド株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役田島和憲氏が所長を務める田島和憲公認会計士事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。また、同氏は日本デコラックス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。日本デコラックス株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役中島健一氏が所長を務める中島総合法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	足立 芳寛	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、学者としての専門的な知識と見識等に基づき客観的で広範な視点から、健全かつ効率的な経営の推進等について適宜助言、提言を行っております。また、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、審議の充実等に主導的な役割を果たしております。
取締役	武田 邦彦	当期開催の取締役会18回のうち13回に出席し、学者としての専門的な知識と見識等に基づき客観的で広範な視点から、健全かつ効率的な経営の推進等について適宜助言、提言を行っております。また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員としてこれらの委員会に出席し、客観的な観点から意見を述べております。
監査役	田島 和憲	当期開催の取締役会18回のうち13回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち10回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適宜助言、提言を行っております。
監査役	知念 良博	当期開催の取締役会18回のうち18回に出席し、また、当期開催の監査役会13回のうち13回に出席し、主に元警察庁における豊富な経験と見識等から適宜助言、提言を行っております。
監査役	中島 健一	当期開催の取締役会15回のうち15回に出席し、また、当期開催の監査役会10回のうち10回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜助言、提言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 中島健一氏の出席状況につきましては、2021年6月29日の監査役就任後に開催された取締役会及び監査役会を対象としております。

V. 会計監査人の状況

1. 名称 有限責任 あずさ監査法人
2. 報酬等の額及び監査役会が同意した理由

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役会、社内各部署の状況を把握した上で、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況及び報酬見積の算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、社内プロジェクトに関する助言指導業務に対し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が下記の事項に抵触したと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

- (1) 法の規定による欠格事由に該当する場合
- (2) 当局等により重大な処分等を受けた場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠った場合
- (4) 会計監査人としてふさわしくない非行があった場合
- (5) その他株主利益を損なうおそれがあると判断した場合

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制についての決議の概要

当社の取締役会において決議いたしました内部統制システムに関する基本的な考え方の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 顧問弁護士を含むコンプライアンス・リスクマネジメント委員会（CPR委員会）を設置し、定期的に委員会を開催する。
- ② コンプライアンスの推進については、CPR委員会が中心となって、取締役や使用人の遵法意識向上に重点を置いた施策を計画し実施していく。
- ③ コンプライアンスの相談・通報体制（2004年度設置）を設け、通報者の保護に配慮しつつ、効果的かつ迅速なリスク情報の収集とその対応を実現していく。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)については、文書管理規程等に基づき機密性、検索性、保存性、保管媒体の特性、利用可能性等を考慮した保管・管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化をはかる。
 - ② CPR委員会主導のもと、各部門におけるリスクの洗い出しを行い、各部門個別のリスクに関して、ルール、基準等の策定その他リスクの予防、回避のために有効と思われる施策についての検討、実施の継続を可能にする体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 十分かつ正確な情報に基づく迅速かつ確な経営判断を目的として、情報の収集、伝達、共有化の適正に配慮しつつ、会議体の設置、構成、分掌、運営等についてのルール、基準等を整備する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 経営管理については、グループ会社管理規程に基づき、子会社から親会社への報告すべき事項やその方法をルール化し、各グループ会社と当社間における定期的な会議の開催や、企業集団として統一された内部監査体制により、グループ会社の経営情報及びリスク情報を把握する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役の要望があれば速やかに、監査役の業務補助のため監査役補助人を置くこととする。
 - ② 監査役補助人の募集、選考等の手続は人事担当部門が行い、その選定は監査役会の決定をもって行う。
- (7) 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項
 監査役補助人の人事考課は監査役会が行い、人事異動については監査役会の決定に基づき、監査役と人事担当取締役が協議して実施する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役会に都度速やかに報告する。
- ② 監査役に対し、取締役会その他の重要会議（以下これらを「重要会議等」という）への出席及び質問の機会を保証するものとし、重要会議等の運営上のルール策定において考慮する。
- ③ 監査役が監査業務の遂行に必要な場合は、当該取締役会に対して、補助人員の提供、事業所への立入、資料の開示等について協力もしくは援助を求めることができるものとし、監査業務に支障が生じた場合は、取締役に対し、当該支障の原因となった事由について排除、改善等の措置を要請することができる。
- ④ 前項については、グループ会社についても同様の処置を講ずるものとする。
- ⑤ 監査役が職務を遂行するために必要な情報（子会社に関する情報を含む）を適切に収集できるよう、グループ会社各社の規模や体制に応じた、適切かつ効率的なルールを整備し、運用する。
- ⑥ 監査役への報告、情報提供等（以下これらを「報告等」という）はコンプライアンスの目的に適合するとの認識に立ち、コンプライアンス行動方針において明示する通報者に対する保護と同様の保護を報告者に与えるほか、報告等を行った者に対する不当な処置は、制裁の対象とする。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還については、監査役の請求に従い速やかに支払いの処理ができるよう関係の規程を整備、運用する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1年間）における実施状況は、次のとおりであります。

- (1) 取締役会を20回開催し（書面決議を含む）、法令等に定められた事項や予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- (2) 監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。
- (3) コンプライアンス及びリスク管理、情報安全管理、内部及び外部通報制度、財務報告に係る内部統制の円滑な運営のため、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会（CPR委員会）を4回開催し、内部統制に係る諸活動を推進いたしました。

(4) CPR委員会主導のもと、各部門の身近なリスク抽出・検討活動を半期に一度実施しました。その中から全社員が共有すべき日常行動の基本的な考え方及び判断基準をコンプライアンスガイドラインとしてまとめ、周知徹底をはかるとともに、コンプライアンス意識の向上に努めています。

(5) 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）の情報保存管理については、文書管理規程等に基づき、情報管理及び機密情報漏洩の防止に努めております。

(6) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、リスク情報、誤謬情報、内部統制の不備情報の収集及び対策・是正措置等の審議を行うため、財務報告会を4回開催し、内部統制体制の機能強化をはかりました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、いわゆる買収防衛策を定常的に準備することを方針とはいたしません。

しかしながら、大量株式取得を企図する買収者が現れた場合には、当該買収者が掲げる買収の目的、買収後の経営計画その他のあらゆる情報を精査するとともに、取締役会としての考え方を株主に十分かつ明確に説明し、適正な情報の開示と株主権の行使機会の確保に配慮しつつ、適切な対応を行います。

取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない公開買い付けなど、中長期的な視点を欠いた大量株式取得行為については、株主の利益を考慮しつつ、適切な対応を行います。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の増大をはかりながら、株主の皆さまに利益還元をはかることを経営の最重要課題と考え、事業環境や収益の状況、配当性向等を総合的に勘案し、安定配当を行うことを基本方針とし、業績に応じた利益還元を行っております。

配当金額、配当時期につきましては、取締役会において慎重に検討し決定いたします。

内部留保資金につきましては、長期的視野に立った新規事業への展開及び事業の効率化を目的とした投資に活用し、一層の市場競争力や収益性向上をはかりたいと考えております。

第49期の配当金につきましては、上記方針に則り、期末配当を35円とし、中間配当25円と合わせて通期で1株当たり合計60円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
《資産の部》		《負債の部》	
流 動 資 産	26,764,200	流 動 負 債	9,419,388
現金及び預金	16,581,552	支払手形及び買掛金	2,594,482
受取手形、売掛金及び契約資産	3,395,453	電子記録債務	2,588,490
電子記録債権	1,672,665	短期借入金	2,000,000
商品及び製品	3,670,843	未払金	857,739
仕掛品	93,408	未払費用	757,565
原材料及び貯蔵品	669,916	未払法人税等	32,678
その他	683,570	契約負債	120,864
貸倒引当金	△3,210	製品保証引当金	61,368
固 定 資 産	14,725,705	役員賞与引当金	64,240
(有形固定資産)	8,359,082	その他	341,959
建物及び構築物	3,378,195	固 定 負 債	928,803
機械装置及び運搬具	31,541	役員退職慰労引当金	433,496
工具、器具及び備品	625,586	退職給付に係る負債	228,631
土地	4,162,117	その他	266,675
建設仮勘定	161,641	負 債 合 計	10,348,192
(無形固定資産)	2,351,655	《純資産の部》	
ソフトウェア	2,318,108	株 主 資 本	31,014,540
その他	33,547	資 本 金	674,000
(投資その他の資産)	4,014,967	資 本 剰 余 金	680,008
投資有価証券	795,466	利 益 剰 余 金	29,662,225
繰延税金資産	679,116	自 己 株 式	△1,692
投資不動産	881,248	その他の包括利益累計額	127,171
会 員 権	251,075	その他有価証券評価差額金	12,680
敷金及び保証金	429,633	退職給付に係る調整累計額	114,491
その他	1,132,459	純 資 産 合 計	31,141,712
貸倒引当金	△154,032	負 債 純 資 産 合 計	41,489,905
資 産 合 計	41,489,905		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,390,050
売上原価	14,246,736
売上総利益	10,143,314
販売費及び一般管理費	8,952,112
営業利益	1,191,202
営業外収益	
受取利息	29,942
受取配当金	7,581
不動産賃貸料	90,007
雇用調整助成金	61,575
その他営業外収益	46,582
営業外費用	
支払利息	6,893
不動産賃貸費用	48,209
その他営業外費用	4,236
経常利益	59,339
特別利益	
特定資産売却益	9
特別損失	
特定資産除却損失	1,519
減損損失	67,047
投資有価証券売却損	2,200
税金等調整前当期純利益	70,767
法人税、住民税及び事業税	1,296,794
法人税等調整額	67,831
当期純利益	1,228,963
親会社株主に帰属する当期純利益	1,228,963

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	674,000	680,008	29,180,239	△1,692	30,532,554
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	66,086	-	66,086
会計方針の変更を反映した当期首残高	674,000	680,008	29,246,325	△1,692	30,598,641
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△813,064	-	△813,064
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,228,963	-	1,228,963
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	415,899	-	415,899
2022年3月31日残高	674,000	680,008	29,662,225	△1,692	31,014,540

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2021年4月1日残高	15,525	114,139	129,664	30,662,219
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	66,086
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,525	114,139	129,664	30,728,305
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△813,064
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	1,228,963
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△2,844	351	△2,492	△2,492
連結会計年度中の変動額合計	△2,844	351	△2,492	413,406
2022年3月31日残高	12,680	114,491	127,171	31,141,712

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
《資産の部》		《負債の部》	
流 動 資 産	25,399,630	流 動 負 債	9,478,325
現金及び預金	15,424,168	支払手形	577,932
受取手形	452,374	電子記録債権	2,588,490
電子記録債権	1,672,665	買掛金	2,011,280
売掛金	2,561,457	短期借入金	2,000,000
契約資産	134,252	未払金	1,054,770
商品及び製品	3,669,911	未払費用	655,230
仕掛品	58,554	未払法人税等	28,174
原材料及び貯蔵品	697,531	契約負債	120,864
そ の 他	731,925	役員賞与引当金	64,240
貸倒引当金	△3,210	製品保証引当金	61,368
固 定 資 産	14,820,504	そ の 他	315,973
(有形固定資産)	8,322,994	固 定 負 債	728,734
建物	3,244,597	退職給付引当金	131,718
構築物	112,544	役員退職慰労引当金	406,741
機械装置	28,337	その他の	190,274
船舶	0	負 債 合 計	10,207,059
車両運搬具	3,203	《純資産の部》	
工具、器具及び備品	610,868	株 主 資 本	30,000,394
土地	4,162,117	資 本 金	674,000
建設仮勘定	161,325	資 本 剰 余 金	680,008
(無形固定資産)	2,362,696	資 本 準 備 金	680,008
ソフトウェア	2,329,149	利 益 剰 余 金	28,648,078
その他の	33,547	利 益 準 備 金	30,000
(投資その他の資産)	4,134,813	そ の 他 利 益 剰 余 金	28,618,078
投資有価証券	795,205	別 途 積 立 金	20,000,000
関係会社株式	560,000	繰 越 利 益 剰 余 金	8,618,078
関係会社長期貸付金	11,335,266	自 己 株 式	△1,692
繰延税金資産	382,664	評 価 ・ 換 算 差 額 等	12,680
会 員 権	249,675	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,680
投資不動産等	881,248		
敷金及び保証金	409,344		
その他の	1,010,707		
貸倒引当金	△11,489,298	純 資 産 合 計	30,013,074
資 産 合 計	40,220,134	負 債 純 資 産 合 計	40,220,134

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,161,413
売上原価	13,400,107
売上総利益	9,761,306
販売費及び一般管理費	8,646,399
営業利益	1,114,906
営業外収益	
受取利息	9
有価証券利息	29,917
受取配当金	7,081
不動産賃貸料	90,007
固定資産賃貸料	63,815
雇用調整助成金	56,205
その他営業外収益	35,956
営業外費用	
支払利息費用	6,893
不動産賃貸費用	48,209
その他営業外費用	4,236
経常利益	1,338,560
特別利益	
固定資産売却益	9
貸倒引当金戻入益	38,391
特別損失	
減損損失	63,007
固定資産除却損	1,519
投資有価証券売却損	2,200
税引前当期純利益	1,310,235
法人税、住民税及び事業税	15,204
法人税等調整額	234,356
当期純利益	1,060,674

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2021年4月1日残高	674,000	680,008	680,008
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－
会計方針の変更を反映した当期首残高	674,000	680,008	680,008
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	－
当期純利益	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－
2022年3月31日残高	674,000	680,008	680,008

	株 主 資 本			
	利益準備金	利 益 剰 余 金		
		そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
別 途 積 立 金		繰 越 利 益 剰 余 金		
2021年4月1日残高	30,000	20,000,000	8,304,382	28,334,382
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	66,086	66,086
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,000	20,000,000	8,370,468	28,400,468
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	△813,064	△813,064
当期純利益	－	－	1,060,674	1,060,674
自己株式の取得	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	247,610	247,610
2022年3月31日残高	30,000	20,000,000	8,618,078	28,648,078

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
2021年4月1日残高	△1,692	29,686,697	15,525	29,702,222
会計方針の変更による累積的影響額	－	66,086	－	66,086
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,692	29,752,783	15,525	29,768,309
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	△813,064	－	△813,064
当期純利益	－	1,060,674	－	1,060,674
自己株式の取得	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	△2,844	△2,844
事業年度中の変動額合計	－	247,610	△2,844	244,765
2022年3月31日残高	△1,692	30,000,394	12,680	30,013,074

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

ダイコク電機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 浩 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイコク電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイコク電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

ダイコク電機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池ヶ谷 正
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 浩 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイコク電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月6日

ダイコク電機株式会社 監査役会

常勤監査役	吉川幸治	Ⓔ
社外監査役	田島和憲	Ⓔ
社外監査役	知念良博	Ⓔ
社外監査役	中島健一	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口
2階 ベガ

所在地 名古屋市中村区則武1-6-3
ベルヴェオフィス名古屋

※お車でのご来場はご遠慮ください。

